

広島県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年十月九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第四十号

広島県手数料条例の一部を改正する条例

広島県手数料条例（平成十二年広島県条例第五号）の一部を次のように改正する。
別表建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号。以下この項において「法」という。）

の項中	法第八十八条第一項において準用する法第十八条第十七項の規定による工作物の特定工程工事の終了の通知に対する審査	工作物の特定工程工事終了通知手数料	九、〇〇〇円
-----	--	-------------------	--------

を

法第八十八条第一項において準用する法第十八条第十七項の規定による工作物の特定工程工事の終了の通知に対する審査	工作物の特定工程工事終了通知手数料	九、〇〇〇円
法第四十三条第二項第一号の規定による建築物の敷地と道路との関係の建築の認定の申請に対する審査	建築物の敷地と道路との関係の建築認定申請手数料	二七、〇〇〇円

に、「第四十

三条第一項ただし書」を「第四十三条第二項第二号」に、

法第八十五条第五項の規定による仮設建築物の建築の許可の申請に対する審査	仮設建築物の建築許可申請手数料	一一〇、〇〇〇円
-------------------------------------	-----------------	----------

を

法第八十五条第五項の規定による仮設建築物の建築の許可の申請に対する審査	仮設建築物の建築許可申請手数料	一一〇、〇〇〇円
法第八十五条第六項の規定による仮設建築物の建築の許可の申請に対する審査	一年を超える仮設建築物の建築許可申請手数料	一六〇、〇〇〇円

に改め、同表

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成十九年法律第一百十二号。以下この項において「法」という。）の項中「九まで」を「七まで」に、「六、五〇〇円」を「四〇〇円」に、「七、五〇〇円」を「五〇〇円」に、

三 戸数が四戸を超え九戸以内のもの
 九、二〇〇円
 四 戸数が九戸を超え一九戸以内のもの
 一、〇〇〇円
 五 戸数が一九戸を超え二九戸以内のもの
 一、六〇〇円
 六 戸数が二九戸を超え三九戸以内のもの
 一、二、四〇〇円
 七 戸数が三九戸を超え四九戸以内のもの
 一、三、一〇〇円
 八 戸数が四九戸を超え九九戸以内のもの
 一、五、三〇〇円
 九 戸数が九九戸を超えるもの
 一、九、七〇〇円

を

三 戸数が四戸を超え一九戸以内のもの
 七〇〇円
 四 戸数が一九戸を超え三九戸以内のもの
 八〇〇円
 五 戸数が三九戸を超え四九戸以内のもの
 九〇〇円
 六 戸数が四九戸を超え九九戸以内のもの
 一、〇〇〇円
 七 戸数が九九戸を超えるもの
 一、三〇〇円

に、「八まで」を「六まで」に、

「追加する戸数が一戸以上四戸以内のもの 一、〇〇〇円」を「二、七〇〇円」を「二〇〇円」に、「四、一、〇〇〇円」を「追加する戸数が一戸以上四戸以内のもの

四 追加する戸数が一九戸を超え二九戸以内のもの
 五、一〇〇円
 五 追加する戸数が二九戸を超え三九戸以内のもの
 五、九〇〇円
 六 追加する戸数が三九戸を超え四九戸以内のもの
 六、六〇〇円
 七 追加する戸数が四九戸を超え九九戸以内のもの

を

四 追加する戸数が一九戸を超え四九戸以内のもの
 四〇〇円
 五 追加する戸数が四九戸を超え九九戸以内のもの
 六〇〇円
 六 追加する戸数が九九戸を超えるもの

五〇〇円」を「三〇〇円」に、

八、九〇〇円
追加する戸数が
九九戸を超えるも
の
一三、二〇〇円

の
九〇〇円

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号。以下この項において「法」という。）の項の改正規定は、建築基準法の一部を改正する法律（平成三十年法律第六十七号）附則第一条第二号に規定する政令で定める日又はこの条例の公布の日の日から遅く日から施行する。